公告 第37号
令和8年10月19日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長　村川 穣二

次のとおり一般競争入札を行います。

1　入札に付する事項

件　名	規　格	単　位	数量	履行期限	履行場所
天井クレーンの撤去役務	仕様書のとおり (2台撤去)	式	1	9.2.26	勝田駐屯地

2　参加資格

(1)　令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA，B，C，D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(2)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7)　暴力団関係業者でないこと。（工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者）

3　契約条項

(1)　役務請負契約条項
(2)　談合等の不正行為に関する特約条項
(3)　暴力団排除に関する特約条項
(4)　契約条項を示す場所：　陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html）

4　現場説明会：実施しない

5　入札実施日時及び場所：**令和8年11月5日（木）11時00分**　陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6　保証金

(1)　入札保証金：免　除　　但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）」の100分の5に相当する金額を徴収する。

(2)　契約保証金：免　除　　但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7　無効入札

(1)　本公告に示した資格のない者の入札
(2)　入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
(3)　入札に関する条件に違反した入札
(4)　入札金額が明瞭でない入札
(5)　FAX、電報、電話、電子メールの入札
(6)　入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8　落札決定方法

(1)　総額により決定する。
(2)　落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(3)　入札金額は**消費税抜き価格**とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
(4)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**10%（軽減税率対象品目については8%）**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の**110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）**に相当する金額を入札書に記載すること。

9　契約書の作成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10　その他

(1)　委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
(2)　資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」（写）を提出する。
(3)　郵便入札について：郵便による入札は**令和8年11月4日（水）17時00分**までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア　日　時：令和8年11月10日　11時30分
イ　場　所：陸上自衛隊勝田駐屯地　本部庁舎1F　会計課入札室
(4)　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼することがありあります。
(5)　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
(6)　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。
(7)　暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
(8)　問い合わせ・連絡先：〒312-8509　茨城県ひたちなか市勝倉3433　陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274ー3211（内線274）　担当　鈴木
直通FAX：029-271-3130　　電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp
(9)　**現場確認調整を含む仕様書に関する問い合わせ先：029-274-3211（内線242）　担当：管理課**

調達要求番号：６ＫＶ２１Ａ９０００５

陸上自衛隊施設学校仕様書			
名称	天井クレーンの撤去役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和８年９月　４日
		作成部隊	施設学校　総務部　管理課

1　総則

1.1適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校（勝田駐屯地）の整備工場において使用する天井クレーン（以下、“対象物品”という。）の撤去（以下“本役務”という）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

a)　撤　去

この仕様書で指定する対象器材を設置場所から取り外し，指定場所まで搬出，運搬，搬入及び集積するまでのことをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，本役務の履行中に，引用文書に定める法令等に変更があった場合は，その最新版が優先されるものとする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

建設業法（昭和２４年法律第１００号）

労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)

2　役務に対する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　本役務の実施にあたり，契約の相手方は器材の撤去に関する技能，能力及び知識をもつ。

b)　本役務の実施にあたり，契約の相手方は，必要な機（器）材資材などは，契約の相手方で準備し，この仕様書に規定していない事項は，契約の相手方が規定する社内規格及び商慣習による。

c)　本役務の実施にあたり，契約の相手方は，実施場所に対する法律や条例に基づく指定地域や規制基準の適用の有無及び建設物，交通標識，消火設備類，境界線などの他工作物の有無を確認し，あらかじめ監督官等と打ち合わせのうえ，適切に措置する。

d) 契約の相手方は官側から寄託された対象品目，対象品目に付随する電気配線，配管等の給電設備を除いて撤去し，撤去にともない発生した金属屑等をそれぞれ分類，官側の指定する場所まで運搬し，荷下ろしをするものとする。また，長さが１０ｍを超えるものについては切断する。（切断長さは１０ｍ～１ｍの間で任意）

2.2 実施場所

茨城県ひたちなか市勝倉３４３３　陸上自衛隊勝田駐屯地　第６整備工場

2.3 対象器材

対象器材は，表1によるものとし，設置位置は，付図１，設置状況は，付図２による。

表１―対象器材

品　名	物品番号	型　式	製造会社	数量	設置場所	つり上げ荷重
天井ｸﾚｰﾝ	395013972935	ﾎｲｽﾄ式天井ｸﾚｰﾝ	株式会社ｷﾄｰ	２	第６整備工場	約１０ｔ

2.4 実施計画書の作成

2.4.1 現地調査

契約の相手方は，契約後，官側と日程調整の上，速やかに現地調査を実施し，次に示す内容を確認するものとする。細部は，官側との調整による。なお，本装置の据付・調整を実施した企業は，現地調査を省略することができる。

a) 実施場所

b) 実施時期

c) 撤去を行う機器

d) 撤去を行った機器の保管場所

e) 対象器材の撤去に伴い影響がある器材

f) その他官側が必要と認めた事項

2.4.2 実施計画書

契約の相手方は，2.4.1に基づく現地調査を実施後，次に示す内容を記載した実施計画書を作成し，監督官の確認を得たのち，4.1に基づき提出するものとする。

a) 作業工程表

b) 実施体制

c) 撤去要領

d) その他必要な事項

2.5 撤去

契約の相手方は，2.4.2に基づき，実施するものとし，官側施設内での作業については，平日０８３０から１７００の間に実施することを基準とする。

a) 契約の相手方は，対象器材の撤去を行うものとする。

b) 契約の相手方は，本役務の履行に必要な器材，工具類，台車，保護材（養生材）及びビニールシート等を準備するものとする。

c) 契約の相手方は，官側の施設及び物品の損傷防止に留意し，損傷した場合は，直ちに官側に報告するとともに，契約の相手方の責任のもと原状回復するものとする。
なお，保護材（養生材）等については，契約の相手方が回収し，処分するものとする。

d) 契約の相手方は，付図3の集積場所（基準）において，撤去した対象器材の器材保護を行うものとするも細部は官側との調整による。

e) 撤去可能な期間は以下とする。

期　間
令和８年１２月７日から１２月２５日 令和９年２月１０日から２月２３日

2.6　実施報告書の作成

契約の相手方は，2.5の実施後，実施報告書を作成し，監督官の確認を得たのち，4.1に基づき，提出するものとする。

3.　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4.　その他の指示

4.1　提出書類

契約の相手方は，表2に示す書類を提出するものとする。

番号	名　称	媒体	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	紙	１部	現地確認後速やかに	施設学校 (総務部管理課)
2	作業従事者日報	紙	作業日毎１部	作業日の翌日	
3	実施報告書	紙	１部	納期まで	

4.3　情報の保全等

情報の保全等は，次のとおりとする。

a) 契約の相手方は，契約の履行上，直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 契約の相手方は，契約を履行するにあたり，電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は，事前に許可を得るものとする。

4.4　立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等については，次のとおりとする。

a) 契約の相手方は，契約を履行するにあたり，立入禁止場所へ立入る際には，事前に許可を得るものとする。

b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては，秘密保全に対する意識が十分にかん養されている，立入りにふさわしい人物をもって充てること。

c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては，官側の立会者の統制に従うこと。

4.5 官側の支援

契約の相手方は，契約を履行するにあたり，次の事項について官側の支援を必要とする場合には，官側と調整し，無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における官側が保有する電話，電力及び水等の使用

b) 現地における現地作業に必要な官有器材及び施設等の利用

c) 現地における現地作業に必要なデータ及び資料等の提示

d) その他，契約担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書の疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合には，速やかに契約担当官等と協議するものとする。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の 8.3 による。

4.8 安全管理

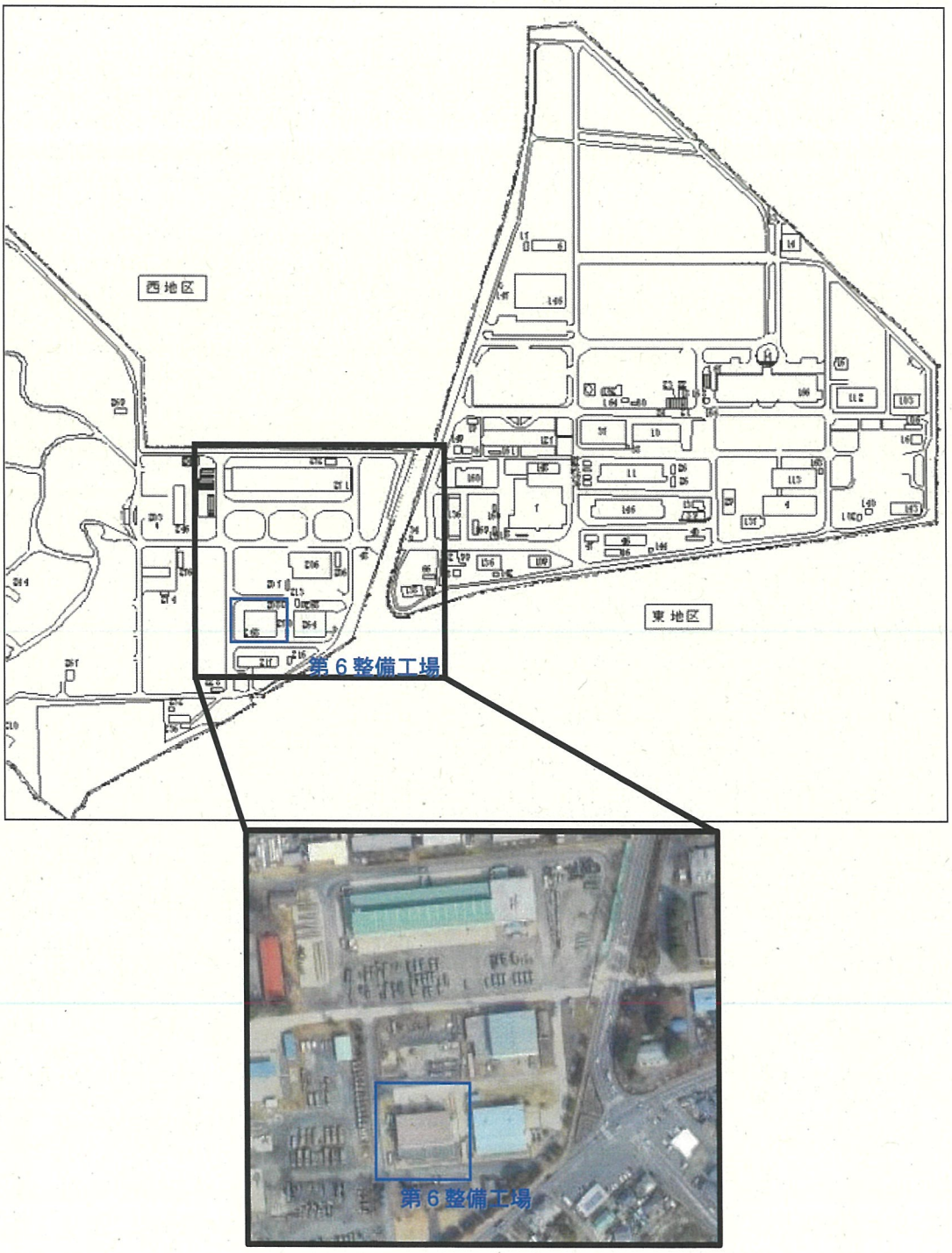
a) 不具合、作業中の事故等は全て請負者側の責任とする。

b) 現場及び官側担当者から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。

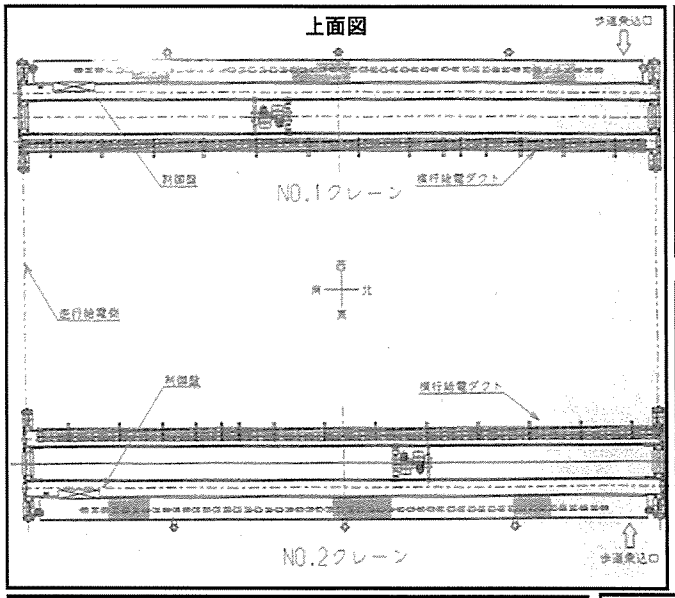
c) 役務の実施において、本仕様書の項目に疑義が生じた場合は、官側と協議を行うこと。

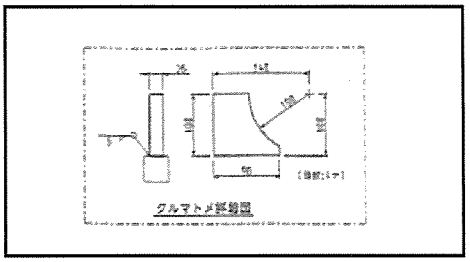
5 連絡調整先

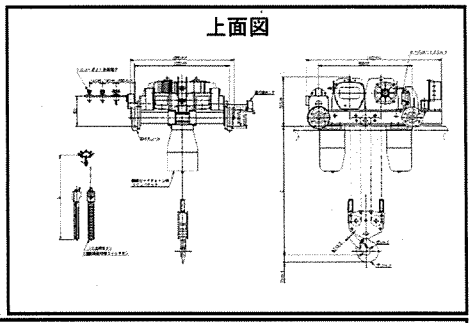
陸上自衛隊勝田駐屯地施設学校　０２９－２７４－３２１１（２４２）

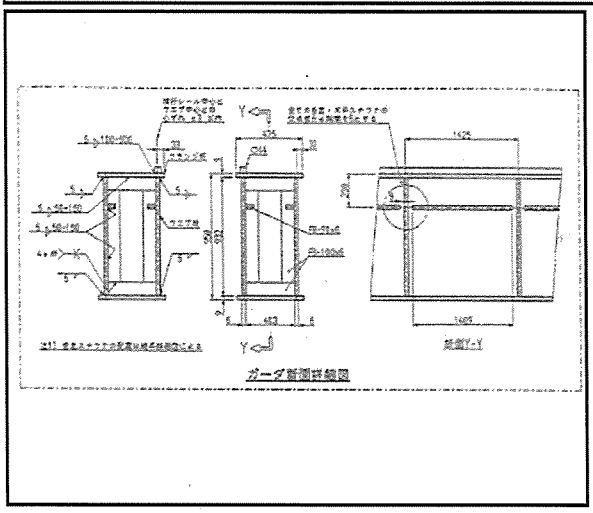


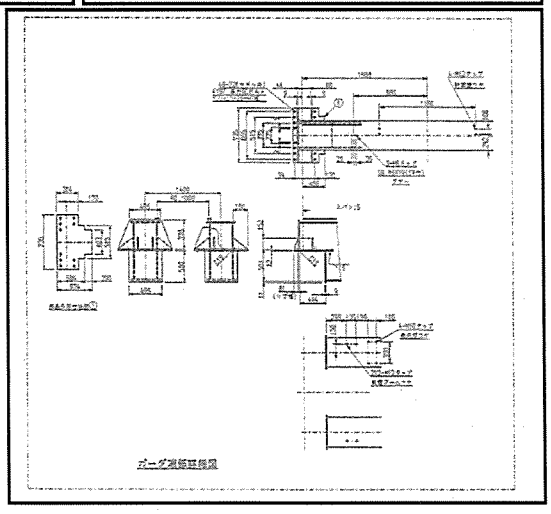
付図１－対象器材設置位置

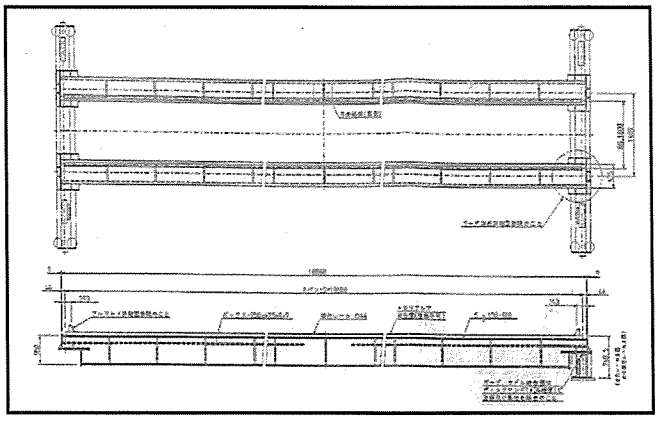




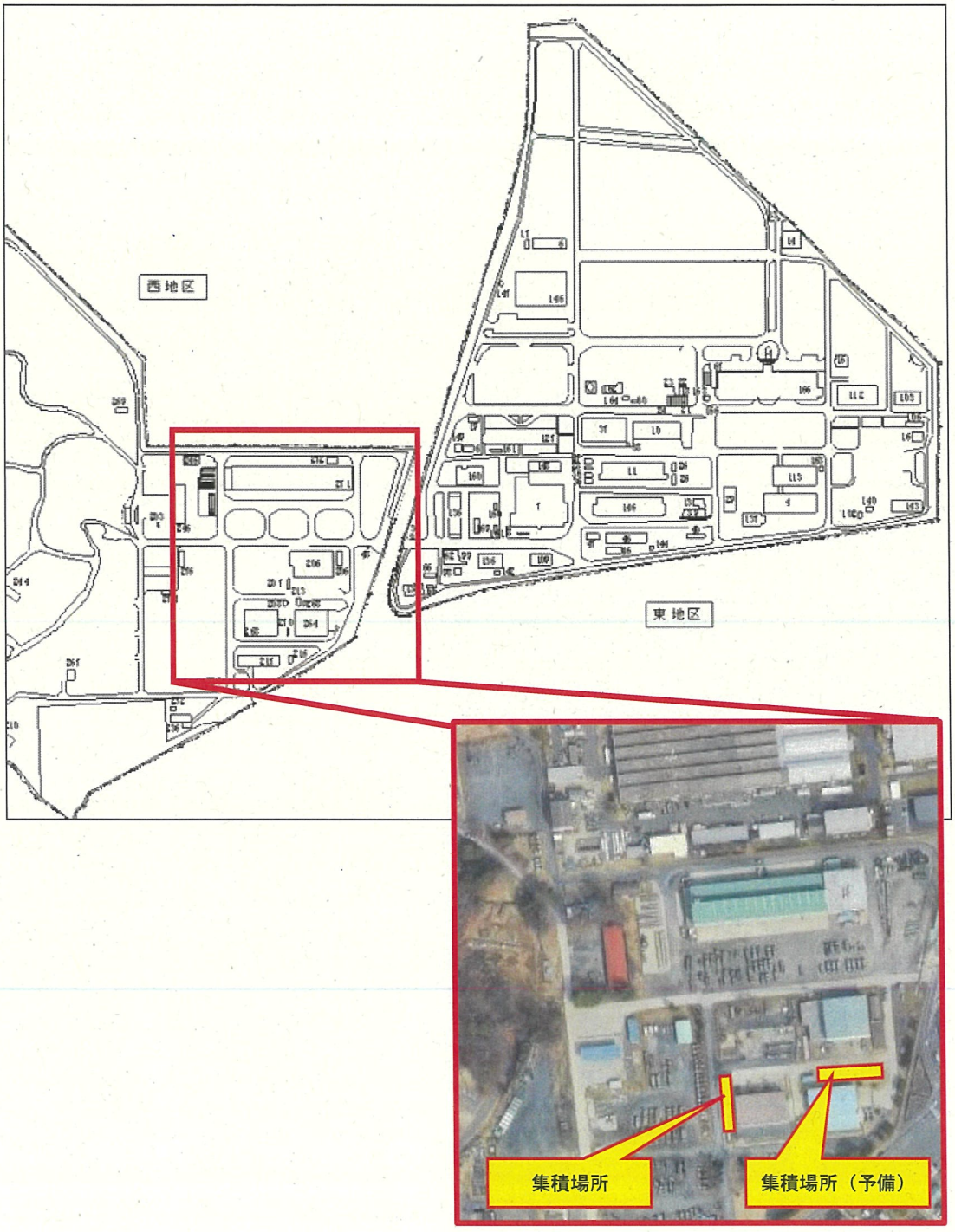








付図２－対象器材設置状況図



付図３－集積場所